

# 真田図書館サポーターの会会則

(名称)

第1条 この会の名称は、「真田図書館サポーターの会」とする。

(目的)

第2条 真田図書館（以下「図書館」という。）でのボランティア活動を通じて図書館を支援し、活動を通じて自らの生涯学習の向上及び人と人との交流を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、第5条に定める会員で構成する。

2 この会の円滑な運営を図るために、次の役員を置く。

役職名	人数	任 務	選出方法
会 長	1名	会務を総理し、図書館長（以下「館長」という。）と総合的な連絡、調整を行う。	総会において選出する。
副 会 長	2名以内	会長を補佐する。	会長の推薦により総会で承認する。
部 会 長	各 1名	次条で定める部会の会務を統括し、館長及び図書館職員（以下「職員」という。）と密接な連絡をとる。	各部会において選出する。
副 部 会 長	各 2名 以内	部会長を補佐する。	部会長の推薦により各部会で承認する。
幹 事	2名 以内	会の事務局として、運営に関する庶務を行う。	会長が指名する者とする。

3 この会に必要に応じ、監事（2名）を置くことができる。監事は、総会において選出する。

4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 任期途中による役員交替は、前任者の残任期間とする。

(部会及び活動)

第4条 この会に部会を置き、それぞれの部会の活動は、次のとおりとする。

部会名	活 動 内 容
運 営 部 会	広報、館内外の美化、イベントの企画・運営、お話広場の運営等
業 務 部 会	配架、書架整理、本の装備・修理、蔵書点検、リサイクル本の整理等、館内案内・見回り等

2 部会は、会員が自由に意見を言える場でなければならない。

3 この会が活動を行う場合には、館長と事前の調整を行うものとし、必要に応じ、館長に会議等への出席を要請できる。

(会員及び登録)

第5条 会員は、この会の目的に賛同し、活動を希望する団体又は個人（以下「者」という。）とし、会の登録を受けた者とする。

2 会長は、会員が登録の辞退を申し出たとき、又は、第7条に規定する遵守事項を遵守できな

いと認められる場合には、登録を抹消することができる。

(会員の呼称)

第6条 会員は、「真田図書館サポーター」と呼称する。

(会員の遵守事項)

第7条 会員は、活動を行うにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員との密接な協議のもと、公平かつ平等な利用者サービスに努めること
- (2) 活動により知り得た個人情報等を外部に漏らさないこと
- (3) 活動中に政治活動、宗教活動及び営利活動並びに風評の流布等を行わないこと
- (4) 活動にあたり、公共の利益に反し、又は、反するおそれのある行為をしないこと
- (5) 職員及び会員間の協調を図ること

(研修等)

第8条 会員は、この会が計画する研修及び図書館等が計画する研修等には積極的に参加するよう努めるものとする。

(総会)

第9条 総会は年1回、会長の招集により開催する。ただし、会長が必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会に付議する議案は、会則、会長の選出、副会長の承認、監事の選出、事業計画及び会長が特に必要と認める事項とする。
- 3 議決事項については、出席者の過半数の賛成で決定する。(会長委任を含む)

(会議)

第10条 定期又は必要に応じ、次の会議を開催する。

- (1) 運営委員会 正副会長、正副部会長及び幹事により総会付議案件及び会の運営事項についての審議決定並びに部会運営等に関する事を協議する。
- (2) 部会 部会長の選出、副部会長の承認及び部会の運営等に関する事を審議決定する。

2 運営委員会は会長が招集し、部会は部会長が招集するものとする。

(会長の専決)

第11条 総会で決定すべき案件について、緊急に決定する必要がある場合、会長は運営委員会の意見を聞き、専決することができる。ただし、会長の選出案件を除く。

2 専決した案件については、次回の総会に報告するものとする。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会で定める。

附 則 (平成22年4月18日)

- 1 この会則は、会の設立の日から施行する。
- 2 この会則中「上田市立真田図書館」、「図書館長」及び「図書館職員」は、上田市図書館条例施行以前においては、それぞれ「上田市真田中央公民館」、「公民館長」、「公民館職員」と読み替える。
- 3 会の設立の前日に真田図書館サポーターとして登録のあった者は、この会の会員とみなす。